

喜多方バルーンファンクラブ入会申込書

下記により喜多方バルーンファンクラブに入会を申込みます。

(記入日) 令和 年 月 日

ふりがな			ご出身地 (市町村名)		ご住所と同一の市町村の場合は記入不要です。	
お名前						
生年月日	昭和・平成	年	月	日(歳)	性別	男・女
ご住所	〒					
ご連絡先	電話番号					
	メールアドレス					
ご職業			所属団体 (バルーンチーム等)			
入会申込みをされた動機を教えてください。(複数回答可)						
<input type="checkbox"/> バルーンに興味や関心があったから <input type="checkbox"/> バルーンに乗りたいたから <input type="checkbox"/> 会津塩川バルーンフェスティバルのファンだから <input type="checkbox"/> バルーンを通して、人との交流をしたいから <input type="checkbox"/> 喜多方をよく訪れるから <input type="checkbox"/> その他()						
喜多方バルーンファンクラブを知ったきっかけを教えてください。						
<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 友人や親戚の紹介 <input type="checkbox"/> その他()						

お申込み方法	郵送	〒969-3592 喜多方市塩川町字東岡320番地1 塩川総合支所内 喜多方観光物産協会塩川支部 喜多方バルーンファンクラブ 行
	メール	shiohawa@kitakata-kanko.jp 標題には「喜多方バルーンファンクラブ入会希望」と入力してください。

お問い合わせ

喜多方バルーンファンクラブ (喜多方観光物産協会塩川支部内)

〒969-3592

喜多方市塩川町字東岡320番地1 塩川総合支所内 TEL 0241-27-2122

記入例

喜多方バルーンファンクラブ入会申込書

下記により喜多方バルーンファンクラブに入会を申込みます。

(記入日) 令和元年8月30日

ふりがな	しおかわ たろう		ご出身地 (市町村名)		ご住所と同一の市町村の場合は記入不要です。 大崎市
お名前	塩川 太郎				
生年月日	昭和・平成 59 年 10 月 19 日 (34 歳)			性別	男・女
ご住所	〒 969-3592 福島県 喜多方市塩川町〇〇丁目〇番地				
ご連絡先	電話番号	090-0000-8888			
	メールアドレス	baloon-daisuki@yahaa.co.jp			
ご職業	地方公務員	所属団体 (バルーンチーム等)	会津塩川バルーンクラブ		
入会申込みをされた動機を教えてください。(複数回答可)					
<input checked="" type="checkbox"/> バルーンに興味や関心があったから <input type="checkbox"/> バルーンに乗りたいたから <input checked="" type="checkbox"/> 会津塩川バルーンフェスティバルのファンだから <input checked="" type="checkbox"/> バルーンを通して、人との交流をしたいから <input checked="" type="checkbox"/> 喜多方をよく訪れるから <input type="checkbox"/> その他()					
喜多方バルーンファンクラブを知ったきっかけを教えてください。					
<input checked="" type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 友人や親戚の紹介 <input type="checkbox"/> その他()					

お申込み方法	郵送	〒969-3592 喜多方市塩川町字東岡320番地1 塩川総合支所内 喜多方観光物産協会塩川支部 喜多方バルーンファンクラブ 行
	メール	shikawa@kitakata-kanko.jp 標題には「喜多方バルーンファンクラブ入会希望」と入力してください。

お問い合わせ

喜多方バルーンファンクラブ (喜多方観光物産協会塩川支部内)

〒969-3592

喜多方市塩川町字東岡320番地1 塩川総合支所内 TEL 0241-27-2122

喜多方バルーンファンクラブ 規約

第1条 (名称)

この会の名称は「喜多方バルーンファンクラブ」とします。

第2条 (運営主体)

この会の運営については喜多方観光物産協会（以下「管理者」という）が行い、事務局は塩川支部（喜多方市塩川町字東岡 320-1 喜多方市塩川総合支所内）に置くものとします。

第3条 (会員資格)

バルーンが好きな方ならどなたでも入会できます。

第4条 (会費)

この会の会費については無料とします。

第5条 (入会手続き)

- 1 入会手続きは喜多方バルーンファンクラブ入会申込みによるものとします。
- 2 申込みは窓口、郵送、メールにより行うものとします。
- 3 会員としての資格は、入会申込みに対して、管理者から会員証が交付され申込者に到達した時から発生するものとします。
- 4 明らかに実名ではない等、管理者が不正な申込みと判断した場合には申込みを承諾しない場合があります。

第6条 (会員証の有効期間)

会員証の有効期間は退会するまで有効とします。

第7条 (会員情報の変更)

会員が、入会申込み時に登録した情報に何らかの変更がある場合には、変更事項を窓口、郵送、メールのいずれかの方法で管理者まで連絡することとします。

第8条 (退会手続き)

- 1 退会手続きは管理者への退会申し出により行うものとします。
- 2 退会の申し出は、電話、窓口、郵送、メールにより行うものとします。
- 3 退会の手続き完了は、退会の申し出を管理者が受理した時から発生するものとします。
- 4 退会により会員証は無効となります。

第9条（会員の活動）

会員は、本市の広域交流促進に寄与するため、バルーンおよび観光・物産にかかる情報発信を行うこととします。

第10条（会員サービス）

会員サービスとは以下の通りとします。

- 1 バルーンおよび喜多方観光・物産事業の各種情報提供
- 2 バルーンへの搭乗機会創出
- 3 バルーンチームとの交流機会創出
- 4 その他（管理者が決定した会員サービス）

第11条（サービスの停止）

管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、事前の通知なしに各種会員サービスを停止することができます。

- 1 会員登録の内容に、虚偽、不適切な記載などがあったことが判明したとき。
- 2 当該会員が会員サービス利用者として不適切であると管理者が判断したとき。
- 3 第11条の規定に反した行為が判明した場合。

第12条（権利譲渡の禁止）

- 1 管理者は会員を特定することができる情報（以下「個人情報」といいます）を、各種の通知、会員管理、サービスの内容の告知、その他のサービスの提供に関する目的の達成に必要な範囲を超えて利用しません。
- 2 管理者は、以下の場合を除き、会員の個人情報を第三者に開示、提示しません。
 - (1) 本人の承諾がある場合
 - (2) 公共の利益の保護の必要がある場合または法令に基づき開示を求められた場合。
 - (3) イベントのお知らせ文書等の発送について外部業者に委託する場合。

第13条（規約の変更）

- 1 管理者は、管理者が認めた場合、会員サービスに関する本規約および諸規定について会員の承諾なく変更できるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとし、ます。
- 2 本規約を変更する場合、管理者は会員に対し、文書で通知することにより本規約を変更できるものとし、ます。

附則

この規約は、令和元年8月30日から施行し、同年8月30日から適用する。